



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

http:// www.
okamoto-pat.jp/

2019 JUNE / 218号

★ 中国技術輸出入管理条例の改正 ★

1. 2019年3月2日、中国国務院は「中華人民共和国技術輸出入管理条例」（以下「技術輸出入管理条例」という）を改正し、次の3つの条項を削除しました。この改正は即日施行されています。

- (1) 中国への輸入技術が第三者の権利を侵害した場合、ライセンサーが責任を負うこと（旧第24条第3項）
- (2) 移転後の改良技術は改良した側に帰属すること（旧第27条）
- (3) 技術輸入契約の制限的条項を禁止すること（旧第29条）

これらの条項は、外国ライセンサーを不利に取り扱うものであり、TRIPS協定違反であるとして米国やEUがWTO（世界貿易機関）に提訴していたものです。

特に影響が大きいと思われる上記1と2について以下に簡単にみてみます。これらの規定は削除されましたが、よく似た規定が契約法にもあることに注意してください。

2. 技術輸出入管理条例契約法と契約法との関係

(1) 技術輸出入管理条例契約法第24条第3項と契約法353条

第24条第3項（削除）	契約法353条（残存）
技術輸入契約の譲受人が契約に従って譲渡人が提供した技術を使用した結果、他人の合法的権益を侵害した場合、その責任は譲渡人が負う。	譲受人が約定に従い、特許を実施し、ノウハウを使用したことにより、他人の合法的な利益を侵害したときは、譲渡人が責任を負う。ただし、当事者が別途合意した場合を除く。

(2) 技術輸出入管理条例契約法第27条と契約法354条

第27条（削除）	契約法354条（残存）
技術輸入契約の有効期限内において、改良技術の成果は改良を行った側に属する。	当事者は互恵の原則に基づき、技術移転契約において、特許の実施とノウハウの使用にあたり、改良した技術成果の享有方法を約定することができる。約定がなく又は約定が不明確であり、本法第61条の規定によってもなお確定できない場合は、一方の当事者による改良された技術成果について、他の当事者はこれを享有することができない。

上記(1)(2)において、技術輸出入管理条例契約法の削除された規定では、外国ライセンサーが一方的に不利益を受けるものであり、しかもこれらの規定は強行規定（契約当事者による合意があっても、その合意よりも優先される法律の規定）であるとされていました。

それに対して、契約法によれば、当事者間に取り決めがないときや不明確であるときにはライセンサーに有利に扱われるという原則は変わらないものの、以下の2点で明確に異なります。

- ① 契約法ではライセンサーが内外いずれの企業であっても適用される。
- ② 契約法では当事者の合意が尊重される。

今後、中国企業に対してライセンスする場合は契約条項をしっかりと確認して不利な内容が盛り込まないようにすることが大切です。